

阿蘇ジオパーク研究助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿蘇ジオパークへ新しい価値を提供する研究を行う者に対し、阿蘇ジオパーク研究助成金（以下、「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、阿蘇ジオパークのエリアを対象とした学術調査及び研究活動に要する経費の一部を補助することにより、学術資料の蓄積及び活用を促進し、もって阿蘇ジオパークの質の向上や新たな価値を提供することを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、阿蘇ジオパークに関わる地域資源の研究やその保全についての研究、または資源を活かし地域社会の活性化に関する調査研究を行う者で、次に掲げるものとする。

- (1) 研究完了まで日本所在の高校や大学などに籍を置き、日本国内に居住できる、35歳までの高校生、大学生、大学院生、または主たる研究者が35歳までのグループで、当該研究について指導教員の推薦書（別記様式第4号）を提出できる者。
- (2) 研究完了まで日本所在の高校や大学、研究機関などに籍を置き、日本国内に居住できる、35歳までの若手研究者、または主たる研究者が35歳までのグループ。
- (3) 前2号に掲げる者のほか、阿蘇ジオパークの質の向上や新しい価値を提供する研究が可能と会長が認めたもの。

(助成対象研究)

第4条 助成金の対象となる研究（以下「助成対象研究」という。）は、第2条の目的を満たす研究であって、次に掲げるものとする

- (1) 阿蘇ジオパーク内における地形・地質調査研究等
- (2) 阿蘇ジオパーク内における生物に関わる調査研究
- (3) 阿蘇ジオパーク内における人の文化・歴史に関わる調査研究
- (4) 阿蘇ジオパーク内における減災に関わる調査研究
- (5) ジオパーク活動を通じた地域づくりおよび地域経済に関わる調査研究
- (6) その他会長が助成対象となると認めた調査研究

2 前項の規定に関わらず、この告示の規定による助成金以外の助成金の交付を受けている研究は、助成対象研究としない。

(助成対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 調査地までの交通費及び原則、阿蘇ジオパーク内での宿泊費（飲食等を除く。）

- (2) 調査研究に係る消耗品費や原材料費
- (3) 調査研究に係る事務経費
- (4) その他阿蘇ジオパーク推進協議会長が必要と認めた経費
(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の総額から当該研究に充てるべき収入を差し引いた額の10分の10以内を基準とし、30万円を限度に予算の範囲内で交付する。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする個人又は団体（以下「申請者等」という。）は、阿蘇ジオパーク助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 申請者略歴（別記様式第2号）
- (2) 在学（在籍）証明書（大学等に在籍している場合）
- (3) 研究グループ名簿（グループの場合）（別記様式第3号）
- (4) 指導教員の推薦書（高校生や大学生、大学院生の場合）（別記様式第4号）
- (5) 研究計画書（別記様式第5号）
- (6) 収支予算書（別記様式第6号）

(助成金の交付決定)

第8条 会長は、前条の阿蘇ジオパーク助成金交付申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い助成金の交付の可否を決定するものとし、助成金の交付の可否を決定したときは、助成金交付（不交付）決定通知書（別記様式第7号）により申請者等に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(研究計画の変更)

第9条 前条の規定による通知を受け、助成研究を行う個人または団体（以下「助成研究者」という）は、研究の内容を変更しようとするときは、研究計画変更承認申請書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りではない。

- (1) 研究変更計画書（別記様式第9号）
- (2) 変更収支予算書（別記様式第10号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類。

2 会長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査のうえ、研究内容の変更の承認をしたときは、研究計画変更承認書（別記様式第11号）により通知するものとする。

(研究の中止及び廃止)

第10条 助成研究者は、研究を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ研究中止届書（別記様式第12号）を会長に提出しなければならない。

(研究報告)

第11条 助成研究者は、助成対象研究が完了したときは、完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに助成研究完了届（別記様式第13号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 概要報告書（別記様式第14号）
- (2) 収支決算書（別記様式第15号）
- (3) 助成対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し
- (4) 研究成果報告書（任意様式）
- (5) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 会長は、前条の研究、助成研究完了届の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の額を確定し、確定通知書（別記様式第16号）により助成研究者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 「助成研究者」は、前条の規定による通知を受けた後に助成金交付請求書（別記様式第17号）により助成金を請求するものとする。ただし、会長が必要があると認めるときは、前条の規定による交付決定の後に当該決定した額の10分の8に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とし、概算払いにより請求することができる。

(交付決定の取消)

第14条 会長は、助成研究者が第10条の規定による研究の中止を申請したとき又は次の各号いずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 助成金の交付に関して付した条件に違反したとき
- (3) 研究の実施方法が不相当であると認められるとき

2 会長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に助成金が交付されているときは、助成研究者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第15条 助成研究者は、助成対象研究の収支に関する一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該研究完了後の5年間保管しなければならない。

(報告及び検査等)

第16条 会長は、必要があると認めるときは、助成研究者に対し、報告を求め、若しくは研究実施に関し必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他関係書類若しくは当該研究の実施状況を検査させることができる。

(研究成果の発表)

第17条 当該研究で得られた研究成果は、主たる研究者あるいはその指導教官等によって、次年度以内に、本協議会が実施する公開講座、研究会等で口頭による発表をしなければならない。

(研究成果の活用)

第18条 当該研究で得られた研究成果は、阿蘇ジオパーク推進協議会が行うジオパーク活動に使用することができる。

(研究成果の公開)

第19条 助成研究者は、助成金を使用して得た成果を活用しようとするときは、本助成金を使用した旨の周知をしなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月26日から施行する。